

報道資料

平成30年2月9日
総務部総務課
県政情報係 新谷、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第202号答申について

行政文書の全部開示決定に対する審査請求についての諮問第260号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年2月8日
- ◎ 実施機関：県土マネジメント部 砂防・災害対策課
- ◎ 対象行政文書：平成26年3月27日に実施した特定事業者（砂防法違反）にかかる担当者ヒア結果
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：全部開示決定
- ◎ 審査会の結論：本件開示決定により開示した文書の作成の基になった文書についても本件開示請求に係る対象文書として特定した上、改めて開示決定等すべきである。
- ◎ 判断理由：

1 本件審査請求の趣旨について

本件開示請求に係る文書は、砂防法違反に係る特定の事案について、当該事案の違反指導を行った奈良土木事務所の担当者に対し、砂防法を所管する砂防・災害対策課の課長補佐が事実関係を把握するために行った聞き取り調査の記録である。

実施機関は、本件決定により「平成26年3月27日に実施した特定事業者（砂防法違反）にかかる担当者ヒア結果」を開示したが、審査請求人は、本件開示文書以外にも、内容がほぼ同一の別の文書が存在し、これについても開示すべきであると主張している。

これに対し、実施機関は、審査請求人が開示を求める文書の存在について認めた上で、当該文書は、奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと主張している。

以上の事実関係から、本件事案の争点は、当該文書が条例第2条第2項に規定する行政文書に該当するか否かである。

2 審査請求人が開示を求める文書について

当審査会が、「平成28年6月6日、奈良県県政情報センターにおいて、〇〇課長補佐が同席の場で、〇〇課長、〇〇係長が一部の報道機関の複数人に閲覧させた資料」について提示を求め、これを見分したところ、違反事案について、奈良土木事務所の対応の状況、行為者に対する指導の状況、関係市町村とのやりとり等が記載されていた。提示された文書と本件開示文書との違いとして、提示された文書の末尾の7行が本件開示文書にはない点、また、文言の細部が一部異なっている点が挙げられるが、それ以外は同じ内容であることが認められた。

次に、提示された文書の作成の経緯、保存、利用等の状況についての実施機関の説明を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 平成26年3月27日、聞き取り調査を行った。
- (2) 聞き取り調査を行った課長補佐が、その記録として当該文書を作成し、電子データを共有フォルダに保存した。また、印刷した紙媒体を自分の事務機の引き出しに保存した。
- (3) 当該文書の紙媒体は供覧しておらず、また、個人のファイルに綴じられていたので他の職員は見えない。
- (4) 当該文書の電子データを閲覧した者はいない。
- (5) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に奈良県警察から捜査関係事項照会があり、当該文書の一部に修正を加えることにより本件開示文書を作成し、奈良県警察に提出した。
- (6) 当該文書は、本件開示文書の作成後も別途保存されている。

そして、提示された文書及び本件開示文書に係る作成の経緯、内容等を勘案すると、審査請求人が開示を求める文書は、〇〇市〇〇地内における奈良県砂防指定地等管理条例違反行為について平成26年3月27日に実施した奈良土木事務所の職員に対する聞き取り調査の記録のうち本件開示文書の作成の基になった文書（以下「本件対象文書」という。）であると認められる。

3 本件対象文書の条例第2条第2項該当性について

条例に基づく開示請求の対象となる「行政文書」については、条例第2条第2項本文において、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定されている。

本件対象文書は、砂防課の職員が砂防法違反行為に対する指導状況を整理するために作成したものであることから、職務上作成されたものであることは明らかである。

次に、本件対象文書が、実施機関の組織において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態にあるかどうかという点について、実施機関は、当該聞き取り調査は課長補佐が個人的に実施したものであり、本件対象文書は組織的に用いているものではないと主張している。

この点、実施機関の説明によると、違反行為に対する指導は、通常各土木事務所において行うところ、重大な事案等については必要に応じ主管課である砂防・災害対策課と連携して対応に当たるとされているとこととあり、当該聞き取り調査は、その一環として行われたものであると考えられるところである。

また、当該聞き取り調査を実施したのは同課の課長補佐であるが、実施機関における課長補佐の役職は、一定の場合に代決権を持つ重要な役職であることを考慮すると、当該課長補佐が、事案の詳細を知る土木事務所の担当者から事情を聴取することは、同課の職務遂行上必要なことであり、当該聞き取り調査は組織として行われたものであると考えるのが相当である。

さらに、本件対象文書は、公式に外部の機関に提出された本件開示文書の作成の基になった文書であり、このことは、当該聞き取り調査の内容が組織として共用されるべき内容を含んでいることを示している。

そうすると、当該聞き取り調査に係る記録を作成し、保存することは、同課の職務遂行上必要なことであり、本件対象文書は、組織として共用されるべきものであると解される。

一方、実施機関は、本件対象文書について、紙媒体は個人の綴りに綴じられ供覧もしていないこと、また、電子データは個人領域に保存され他の職員はアクセスしていないことを理由に、組織として共用されていないと主張している。

しかしながら、行政文書該当性は、保存場所や利用した職員の人数等の外形的な事実のみにより判断されるものではなく、先に述べたとおり、文書の内容、性格、趣旨、目的等を総合的に勘案し判断すべきものであり、当該主張は採用できない。

さらに、実施機関は、本件対象文書は本件開示文書の作成過程における文書であり、未完成のものであるため組織共用されていない旨主張している。

しかしながら、本件対象文書が作成されてから本件開示文書が作成されるまで2年が経過していること、さらに、本件対象文書が、奈良県警察から捜査関係事項照会がなされることを想定して作成されたとは認め難いことを考慮すると、当該主張についても採用できない。

これらのことから、本件対象文書は、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当すると認められる。

4 まとめ

実施機関は、本件開示請求に対し、該当する内容を含む二つの文書のうち一方の文書を開示した。

本件開示文書は、本件対象文書を基にその内容を整理した上で公式に外部の機関に提出した文書であり、この意味においては実施機関において最終的に確定した文書であるといえる。

本件開示請求は聞き取り調査の記録の開示を求めたものであり、記録として最終的に確定したものを開示すべきと実施機関が考えたことは、必ずしも不自然ではないと考えられるところである。

しかしながら、本件開示請求の場合は、以前に他者から同様の開示請求があり、当該他者から本件対象文書の存在について指摘された経緯があること、そして、本件開示請求書の記載が「一切の資料」とされていること、さらに、本件対象文書の末尾の7行には一定程度有意な情報が記載されていると認められること等を勘案すると、本件開示文書と併せて本件対象文書についても開示対象として特定することを視野に、実施機関はその行政文書該当性について慎重に検討すべきであった。

本件対象文書は、3で述べたとおり行政文書に該当すると認められるため、実施機関はこれについても本件開示請求に係る対象文書として特定した上、改めて開示決定等すべきである。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	8月	1日		
② 決定	平成28年	9月	1日	付け	全部開示決定
③ 審査請求	平成28年	9月	7日		
④ 諮問	平成28年	10月	7日		
⑤ 経過	平成29年	8月	24日	第210回	審査会 審議
	平成29年	9月	22日	第211回	審査会 審議
	平成29年	10月	27日	第212回	審査会 審議
	平成29年	11月	24日	第213回	審査会 審議
	平成29年	12月	22日	第214回	審査会 審議
	平成30年	1月	25日	第215回	審査会 審議